

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第2回宮城県白石警察署協議会
開 催 日 時	令和7年7月1日（火）午後4時から 午後5時まで
開 催 場 所	宮城県白石警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 出席委員～佐藤由佳会長、志村正光副会長、八島淳子委員、 高橋秀一委員、我妻紀子委員 2 警察署側 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事 課長、交通課長、警務係長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

1 報告事項

管内の治安情勢について（署長）

- (1) 刑法犯の認知検挙状況（令和6年）
認知件数 188件（前年比－25件）
検挙件数 75件（前年比－19件）
- (2) 特殊詐欺の認知状況（令和6年）
認知件数 9件（前年比＋4件）
被害金額合計 約950万円（前年同期比約－45万円）
- (3) 特別法犯検挙状況（令和6年）
検挙件数 33件（前年比＋6件）
- (4) 交通事故発生状況（白石市、蔵王町、七ヶ宿町、令和6年）
死亡事故 5件5人（前年同期比＋1件＋1人）
人身事故 36件（前年比－8件）
物損事故 1,067件（前年同期比＋75件）

2 質疑応答

委員：外出時にペンケースなどに入れてカッターやはさみを持ち歩くことに問題はあるのか。また、収穫のため畑に行くときなどに包丁を持ち運ぶ際の注意点を教示願う。

生活安全課長：ペンケースの中にカッターやはさみを持ち歩く行為は、銃刀法に違反するおそれがある。銃刀法第22条では、「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。」と定められている。刃物とは、包丁、登山ナイフ、なた等であるが、カッターナイフも刃物に該当する。よって、刃体の長さが6センチメートルを超えるカッターナイフを持ち歩く行為は、銃刀法第22条に違反するおそれがある。はさみについては、刃体の長さが8センチメートルを超えるものを携帯すると、銃刀法第22条に違反するおそれがある。

ただし、銃刀法第22条違反に該当する刃物やはさみを携帯していても、仕事で使う必要があるなど、「業務その他正当な理由がある場合」は、法定の除外事由に該当し、違反には当たらない。

「業務その他正当な理由」とは、調理師が仕事で使用するために包丁を持ち歩く場合や購入した刃物を自宅に持ち帰る場合などが該当する。

一方、調理師が必要もないのに包丁を持ち歩く場合や護身用のためにナイフを持ち歩く場合などは正当な理由に当たらない。

違反に該当するか否かは、様々な事情から総合的に判断することとなるが、たとえ手にカッターナイフやはさみを持っていなくても、ペンケースの中にカッターナイフやはさみを入れて持ち歩いており、ペンケー

スを開ければいつでも使用することができる状態であれば、銃刀法第22条の「携帯」に該当すると判断され、それらを使用する具体的な必要性や一般的にそれらを携帯することが認められるような理由がなければ、銃刀法第22条に該当するおそれがある。

いつか使うかもしれないという漠然とした理由だけでは、業務その他正当な理由に該当しないと判断されるおそれがあるため、具体的に使用する予定がなければ、カッターナイフやはさみを持ち歩くことは避けていただきたい。

なお、刃体の長さが5.9センチメートル以下の刃物、刃体の長さが7.9センチメートル以下のはさみを隠して携帯した場合、銃刀法違反には該当しないが、軽犯罪法という別の法律に違反するおそれがある。

次に、畑に収穫に行くときの包丁の持ち運びの注意点については、「業務その他正当な理由」に該当し、基本的に銃刀法に違反しない。

しかし、全国的に刃物を使用した凶悪事件が発生しており、刃物がむき出しとなっている包丁や鎌などを持ち歩いた場合、実際は農作業で使用するなどの正当な理由があっても、外形上は包丁や鎌を持っている理由がわからないため、見かけた人が不安や恐怖を感じ、警察に通報するといったことが予想される。よって、正当な理由があっても包丁などの刃物を持ち歩く場合は、見えないように袋やケースに入れるなどの配慮を願う。

委員：刃物などの携帯時の注意点が分かった。今後気を付けたい。

委員：テレビや新聞の報道で毎日のように車の逆走について見聞きするが、その場面に直面した時の対処法を教示願う。

交通課長：運転中に逆走車両を発見した場合の対処法は、1点目は、速度を落とし、十分な車間距離をとって走行すること。交通情報板やラジオなどで逆走車両の情報を知ったときは、速度を落とし、前の車と十分な車間距離をとって走行することが事故の回避につながる。

2点目は、衝突を避けるよう注意して走行をすること。逆走車両は、最も右側の車線を走行してくる傾向があるので、最も左側の車線を走行した方が良い。前方に逆走車両を発見したら、慌てずに路肩や路外の安全な場所に車両を停止願う。

3点目は、警察に通報をしていただきたい。逆走車両を発見した場合は、同乗者がいれば同乗者が110番通報を行い、同乗者がいない場合は、路肩や路外の安全な場所に停止してから110番通報を願う。

警察としても、引き続き、逆走防止に関する広報啓発や逆走の情報収集と分析を行い、道路管理者とともに看板の設置や道路改良等を実施するなど、逆走防止に取り組んでいく。

委員：承知した。

委員：三階滝遊歩道入口のエコーライン上の広がっている部分を内側走行する上りの車があり、下り線から林道に入る車と接触の危険性があるため、エコーライン菰平上り線に外側線を引いて貰いたい。

交通課長：県道である蔵王エコーラインの外側線は、大河原土木事務所が管理しているため、外側線の引き直しについて要望があった旨を道路管理者に情報提供した。

委員：承知した。

委員：観光の車の往来が多い時期は、県道12号の横断が困難であるため、遠刈田公民館前に横断歩道の設置を願う。

交通課長：横断歩道の設置に関する業務は警察で行っている。横断歩道設置の要件として、横断歩行者が多く安全確保の必要があること、歩道や歩行者の安全確保のための滞留スペースが確保されていること、夜間における横断歩道及び歩行者の視認性確保のため、道路照明の設置が可能であることなどがある。

遠刈田公民館前は、信号機が設置されていない片側1車線の丁字路の交差点である。同所は、歩道がないほか、歩行者が滞留できるような十分なスペースがなく、現状で、道路照明の設備がないことなどから、横断歩道を設置することは困難であると判断される。

今後、道路の拡幅や歩道の整備がなされるなどして、設置要件を満たすようになれば、同所への横断歩道の設置について改めて検討をさせていただきます。

なお、横断歩道の設置以外の安全対策としては、道路管理者による注意喚起の看板や路面標示により、歩行者に注意等と呼び掛けるなどの対策が効果的であると考えられるため、道路管理者に対し、御要望について情報提供し、安全対策の検討を依頼した。

委員：承知した。今後の道路などの状況を見て、可能な対策をしていただきたい。

委員：「子供飛び出し注意」「飛び出し注意」等の看板を見かけるが、この看板は個人で設置するのか又はいずれかの機関が設置するのかを教示願う。また、自宅に小さい子供がいて、直近にカーブ等があり、危険な場合の相談先を教示願う。

交通課長：「飛び出し注意」等の看板は、道路管理者が設置や管理を行っている。当署管内の道路で言うと、市道であれば白石市役所、町道であれば蔵王町役場や七ヶ宿町役場、県道や4号以外の国道であれば大河原土木事務

所、国道4号であれば国土交通省が道路管理者となる。

次に、小さい子供がいて、カーブなどがあり、危険な場合の相談先については、内容によって相談窓口が変わるので、例示を挙げて説明する。

1つ目は、カーブなどによって見通しが悪く、往来する車から歩行者が見えにくい場合は、道路改良やカーブミラーの設置、注意喚起などに関する標識や看板等の設置による安全対策の検討が必要かと考えられるため、道路を管理する道路管理者が窓口になる。

2つ目は、往来する車のスピードが速く、歩行者が危険に感じている場合や、道路を乱横断する子供が多いので横断歩道を設置してほしいなどという場合は、交通規制による安全対策となるため、警察が窓口になる。

相談先が警察か道路管理者かよく分からない場合は、どちらに相談しても、互いに情報共有を行うので、遠慮せず相談していただきたい。

委員：承知した。

委員：蔵王町遠刈田地区は、商店街に駐車場が少なく、路上駐車が多く見られる。高速バスや観光バス等の大型車も多く通行するため、交通の妨げや事故につながる危険性もあるため、注意喚起や取締りを願う。

交通課長：申し出の場所は、遠刈田温泉地内の商店街であると承知しており、同所は、観光客が多いため、路上駐車をして買い物などをする観光客がいると把握している。

警察としては、駐車違反などを含め交通の妨げになる態様で路上に駐車している車両が認められる場合は、必要に応じて取締りや注意喚起を行っている。

また、自治体に路上駐車の実情を情報共有し、対策を講じるよう依頼しているほか、道路管理者に対し、車線の側端にデリネーターなどを設置し、物理的に路上駐車ができないようにするよう働きかけている。

当署では、今後もこうした対応を実施していく。

委員：承知した。

委員：蔵王山の各登山道に雑草が生い茂り、荒れている。この場合の相談先について教示願う。

地域課長：申し出の内容については、当署でも把握しており、登山道を管理する白石市には既に連絡済みである。今後、早急に宮城県の担当課にも当署から連絡し、対応を依頼する。

委員：そのとおり対応を願う。

※7月2日、地域課長が宮城県の担当者に連絡し対応を依頼。同日、申出の委員に対して、その旨を連絡し、了承を得た。